

《県基準》

学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の解散の認可及び認定に関する審査基準

（趣旨）

第1条 この基準は、高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「高等学校等」という。）の設置を目的とする学校法人（他の学校又は専修学校若しくは各種学校を併設している学校法人又は併設しようとする学校法人を含む。以下「法人」という。）の解散の認可及び認定については関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（手続きを経たことを証する書類）

第2条 法人が解散するに当たって、所定の手続きを経たことを証する書類を添付しなければならない。

（財産目録）

第3条 法人は解散をする所定の手続きを経た時は、速やかに法人の財産目録を作成しなければならない。

（残余財産の処分に関する事項等）

第4条 負債明細書及び負債処理方法を作成するとともに、残余財産の処分に関する方法書を作成し所定の手続きを経なければならない。

（申請及び認定の申請時期）

第5条 法人の解散認可及び認定の申請は、法人が設置する学校の廃止認可申請と同一時期とする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。